

2006年12月12日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課内  
生協制度見直し検討会事務局 御中



全国生命保険労働組合連合会  
中央執行委員長 又曾 芳仁



## 「生協制度見直し検討会とりまとめ（案）」に対する意見

今般、示された「生協制度見直し検討会とりまとめ（案）」については、生協運営の現状や課題を踏まえつつ制度・ルールを見直すものと受けとめており、適正な利用者保護および市場の信頼性の確保に向けて一定の前進がはかれるものと考えている。

一方、各種共済については、全国生命保険労働組合連合会（生保労連）として、予てより「競争条件の公平性」「消費者保護」の観点から、各種共済における共通のルール・法整備、保険と共済の監督体制の一元化、生保と同様のセーフティネットの整備など、各種共済に関する制度・ルール整備を進めるべきとのスタンスをとっている。

このスタンスに基づき、生命保険産業に働く者の立場から以下の諸点について意見を申し述べたい。

### 1. 共済金額の最高限度額の規制方法の見直し（最高限度額規制の撤廃）について（P16）

#### <意見>

○共済の最高限度額規制については、撤廃すべきではないと考える。

#### <理由>

- ・保険と共済間の各々の取扱ルール・規制等が異なるなかで、最高限度額規制を撤廃することは「競争条件の公平性」の観点より問題があるものとする。そもそも、現行の最高限度額が高額であること自体にも問題意識を有しており、その最高限度額規制さえ撤廃されることは、生協の共済の本来の役割等に照らしても大きな問題があるとする。
- ・加えて、最高限度額規制の撤廃が事業リスクの拡大につながることも懸念される。「消費者保護」の観点からも、最高限度額規制を存置し、契約者に及ぼすリスクを限定する必要があるとする。

### 2. 共済代理店に関する規定の整備について（P15）

#### <意見>

○共済代理店を通じた共済販売は、共済本来の枠組みの逸脱であるとする。

#### <理由>

- ・生協の共済は、組合員に対して生協から直接提供されるものである。取扱手数料を主な収入源とする代理店取り扱いが認められることとなれば、生協とかけ離れたところで不特定多数のお客様に対して共済が販売されることになる。これは、そもそもの生協の要件である「一定の地域又は職域による人と人との結合」に反するものとする。

以上